

現行		改正	
第1章 総則			(現行通り)
第2章 資産及び会計			(現行通り)
第3章 会員			(現行通り)
第1条～第14条			(現行通り)
第15条	この法人の目的に賛同し、加入する個人又は団体を会員とすることができる。会員の種別は、次のとおりとする。	この法人の目的に賛同し、加入する個人又は団体を会員とすることができる。会員の種別は、次のとおりとする。	
	(1) ボーイスカウト教育を実施する団、又はその都道府県毎の連合体（以下「都道府県連盟」という。）を通じ、あるいは直接この法人に加盟登録し、登録料を収める者、団及び都道府県連盟（以下「1号会員」という。）	(1) ボーイスカウト教育を実施する団、又はその都道府県ごとの連合体（以下「都道府県連盟」という。）を通じ、あるいは直接この法人に 加盟登録する「スカウト」 （以下、1号会員「スカウト」という。）	新登録制度に従い1号会員を細分化。登録料規定は2項以下に分離
		(2) ボーイスカウト教育を担う団、都道府県連盟、またはこの法人から役務を委嘱され、所定の訓練・講習を受け加盟登録する「指導者」（以下、1号会員「指導者A」という。）	(新規)
		(3) ボーイスカウト教育を担う団、都道府県連盟、またはこの法人から役務の委嘱を受けて加盟登録する前項以外の「指導者」及びそれに準じる者（以下、1号会員「指導者B」という。）	(新規)
		(4) ボーイスカウト教育を実施する隊、団または都道府県連盟（以下、1号会員「団体」という。）	(新規)
	(2) ボーイスカウト教育の特長を生かして活動する団体に参加し所定の会費を納める者、及びその教育を実施する団体（以下「2号会員」という。）	(削除)	(削除) 利用されていない旧2号会員を廃止
		(5) 「スカウト」の保護者などこの法人の目的に賛同する者（以下、2号会員「サポーター」という。）	(新規) 新登録制度で新設する会員枠
		(6) かつて加盟登録があった者（以下、2号会員「OB・OG」という。）	(新規) 新登録制度で新設する会員枠
		(7) 土地や資材等の無償提供・貸与によって、ボーイスカウト運動を実施する団、都道府県連盟、またはこの法人の運営に協力する企業や団体、個人（以下、2号会員「スポンサー」という。）	(新規) 新登録制度で新設する会員枠
	(3) この法人の目的に賛同し、財政維持のため所定の維持会費を納める者。（以下「3号会員」という。）	(8) この法人の目的に賛同し、財政維持のため所定の維持会費を納める者。（以下、3号会員「維持会員」という。）	「維持会員」という名称を追加
2	前項1号会員の登録料の額及び2号会員の会費の額並びに、3号会員の維持会費の額は、理事会の決議を経て評議員会が定める。	前項1号から4号に定める「1号会員」についてはこの法人の維持経費及び事業執行経費に充てるため、所定額の「登録料」を納入するものとする。この所定額については理事会の決議を経て評議員会が定める。	1号会員の会費（登録料）を規定
		3 1項5号から7号に定める「2号会員」については会費を徴収しない。	(新規) 2号会員の会費非徴収を規定
		4 所定額以上の「寄付」を行った者や、災害等により経済的に困窮している者等、理事会が特に認めた者に対して、2項の登録料の一部または全部を減免することができる。	(新規) 1号会員の会費（登録料）減免を規定
3	既納の登録料、会費及び維持会費は、これを返還しない。	5 既納の登録料、維持会費は、これを返還しない。	2号会員の「会費」を削除
第16条	(加入)		(現行通り)
第17条	(資格喪失)		(現行通り)
第18条	1号会員、2号会員及び3号会員が次のいずれかに該当する時は、綱紀委員会の議決を経て、代表理事がこれを除籍することができる。（以下略）	1号会員、2号会員及び3号会員が次のいずれかに該当する時は、綱紀委員会の 審議・議決を経て、代表理事がこれを除籍することができる。除籍を決した場合には理事会に報告することを要す。 （以下略）	除籍の理事会への報告を明記
3	綱紀委員会は、次に掲げる者をもって構成する。	3 綱紀委員会は、次に掲げる者をもって構成する。	綱紀委員会の構成見直し
	(1) 名誉会議議長	(1) 名誉会議議長	
	(2) 日本連盟コミッショナー	(2) 総 コミッショナー	名称変更
	(3) 「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員長	(3) 専務理事もしくは担当常務理事	

	(4) 代表理事がとくに必要と認める者		(4) 法務担当理事	役割変更に伴い追加
			(5) 代表理事がとくに必要と認める者	(番号繰り下げ)
第4章	評議員及び評議員会			
第1節	評議員			
第19条	この法人に、評議員25人以上30人以内を置く。		この法人に、評議員25人以上30人以内を置く。	(現行通り)
	2 評議員のうち、1人を評議員長とし、2人以内を副評議員長とする。		評議員のうち、1人を評議員長とし、 4人以内 を副評議員長とする。	副評議員長を2人以内から4人以内に増員
第20条	評議員の選任及び解任は、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行		評議員の選任及び解任は、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定に従い、評議員会において行う。	一般社団・財団法人法の改定で条項番号が不整合のため
	2～6			(現行通り)
第21条～第22条				(現行通り)
第23条	評議員は無報酬とする。		評議員は無報酬とする。	(現行通り)
	2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。		評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。	(現行通り)
	3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。		前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める 役員及び評議員の費用に関する規定 による。	規定名から「報酬」を削除
第24条	評議員会は、すべての評議員で組織する。			
	2 評議員会は、次の事項を決議する。			
	(1)			(現行通り)
	(2) 理事及び監事等の報酬並びに費用の額の決定及びその規定		理事及び監事等の 費用の額 の決定及びその規定	「報酬並びに」を削除
	(3)～(9)			(現行通り)
第25条～第33条				(現行通り)
第5章	役員及び理事会			
第1節	役員等			
第34条	この法人に、次の役員を置く。	第34条	この法人に、次の役員を置く。	
	(1) 理事20人以上25人以内		(1) 理事20人以上、25人以内	(現行通り)
	(2) 監事1人以上3人以内		(2) 監事 2人以上5人以内	監事の増員
	2 理事のうち、1人を代表理事とし、若干名を「一般社団・一般財団法人法」第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる	2	理事のうち以下の役職者を置く	理事の役職と人数を明示
			(1) 理事長 1人	
			(2) 副理事長 1人以上3人以内	
			(3) 専務理事 1人	
			(4) 常務理事 1人以上3人以内	
			(5) 総コミッショナー 1人	
		3	前項1号の理事長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とする。また、理事会の決議により、前項3号の専務理事も理事長と共に代表理事とすることができる。	(新設) 「一般社団・財団法人法」上の代表理事の定義
		4	第3号の専務理事及び第4号の常務理事を「一般社団・一般財団法人法」上の業務執行理事とするほか、理事会の決議により、第2項第2号の副理事長、及びその他の理事を「一般社団・一般財団法人法」上の業務執行理事とすることができる。ただし、前項規定により専務理事が代表理事となる場合は専務理事を除く。	(新設) 「一般社団・財団法人法」上の業務執行理事の定義。「非執行の副理事長」も可能とする。
第35条	理事及び監事は評議員会の決議によって、選任する。		理事及び監事は評議員会の決議によって、選任する。	(現行通り)
	2 代表理事及び業務執行理事は理事の中から理事会において選任する。	2	理事長及び業務執行理事は 、理事の中から理事会において選任する。	代表理事→理事長
	3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。		(削除)	(削除) 前条3項で規定したため
	4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事のうちから、副理事長を若干人、専務理事及び常務理事を若干人、並びに、日本連盟コミッショナーを1人、国際コミッショナーを1人選任することができる	3	副理事長、専務理事、常務理事、総コミッショナーについては理事の中から理事会において選任する。	(新設) 役付き理事の選任方法を規定

			4 (現行通り)	項番号繰り上げ
			5 (現行通り)	項番号繰り上げ
			6 (現行通り)	項番号繰り上げ
			7 (現行通り)	項番号繰り上げ
			8 (現行通り)	項番号繰り上げ
第36条	理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。	第36条	(現行通り)	
	2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。		2 理事長は、 この法人を代表し、その業務を執行する。	
	3 副理事長は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は欠けた時は、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する		3 業務執行理事となった 副理事長は、 理事長 を補佐し、この法人の業務を執行する。また、 理事長に 事故があるとき又は欠けた時は、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。 非執行の副理事長は、理事長を補佐し、執行理事の業務を監督する。	非執行理事の「副理事長」を可能とする。
	4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、副理事長に事故があるとき又は欠けた時は、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係わる職務を代行する。		4 専務理事は、 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。とくに事務局業務を統括し、事務局長及び事務局職員を管理して、業務の円滑な運営をはかる。 理事長に事故があるとき又は欠けた時は、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係わる職務を代行する。 第34条3項の規定で専務理事が代表理事を兼ねる場合には、理事長と共にこの法人を代表する。	専務理事の運営上の責任の明確化
	5		5	(現行通り)
	6 日本連盟コミッショナーは、この法人の教育に関わる業務を統括し、分担執行する。		6 総コミッショナー は、この法人の教育の責任者として、教育に関わる業務を統括し、執行する。	名称変更
	7 国際コミッショナーはこの法人の国外関連組織との連結調整等を分担執行する		(削除)	理事等役職者の役務に関する規程、教育規程に定める
	8 代表理事、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による		7 理事長、 副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の役務は、理事会が別に定める「 <u>理事等役職者の役務に関する規定</u> 」による	代表理事→理事長。項目番号繰り上げ。規定名変更。
	9 代表理事、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務執行理事は、(以下略)		8 理事長、 副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務執行理事は、(以下略)	代表理事→理事長。項目番号繰り上げ
第37条	監事は次に掲げる職務を行う。			(現行通り)
第38条	(任期)			(現行通り)
第39条	(解任)			(現行通り)
第40条	役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。		役員は無報酬とする。	ただし書を削除 (現行通り)
	2			(現行通り)
	3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。		前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める <u>役員及び評議員の費用に関する規定</u> による。	規定名から「報酬」を削除
第41条				(現行通り)
第42条	この法人に、理事会及び評議員会の議決を経て、名誉総裁、総裁、総長を各1人推戴し、顧問、相談役、参与を若干名置くことができる。		この法人に、理事会及び評議員会の議決を経て、名誉総裁、総裁、総長を各1人推戴し、副総裁、副総長、特別顧問、顧問、相談役、参与を若干名置くことができる。	副総裁、副総長、特別顧問を追加
	(1) 名誉総裁はボーイスカウト日本連盟の象徴及び日本におけるボーイスカウト運動の象徴とする。総裁は、ボーイスカウト日本連盟の象徴とする。総長は日本におけるボーイスカウト運動の象徴とする。			(現行通り)
			(2) 副総裁は総裁に準じる者を推戴する。副総長は総長に準じる者を推戴する。	副総裁と副総長の規定追加。番号繰り下げ
	(2) 顧問、相談役及び参与は代表理事の諮問に応え、代表理事に対して、意見を述べることができる。		(3) 特別顧問、 顧問、相談役及び参与は <u>理事長</u> の諮問に応え、 <u>理事長</u> に対して、意見を述べることができる。	特別顧問を追加。代表理事を理事長に変更。番号繰り下げ
	(3) 名誉総裁、総裁、総長、顧問、相談役、参与は無報酬とする。		(4) 名誉総裁、総裁、総長、 副総裁、副総長、特別顧問、 顧問、相談役、参与は無報酬とする。	副総裁、副総長、特別顧問を追加。番号繰り下げ
	2 この法人は、理事会及び評議員会の議決を経て、教育及び指導面に特に功績顕著であった者に長老及び先達の称号を贈ることができる。			(現行通り)

		3	この法人は理事会の議決を経て、「運営顧問会議」を置くことができる。議員には財団運営に通じた理事経験者を、理事長もしくは専務理事が指名する。その中から1名を議長とし、専務理事もしくは常務理事経験者を充てる。	(新設)
		4	運営顧問会議は、総裁、理事長、専務理事の諮問に応え、意見を述べることができる。	(新設)
第43条～第53条				(現行通り)
第6章 名誉会議及び委員会				
第54条	名誉会議は、とくに定められた事項のほか、本連盟の名をもってする表彰、感謝等の名誉及び1号会員についての名誉にもとる事項を 審議決定 する。		名誉会議は、とくに定められた事項のほか、本連盟の名をもってする表彰、感謝等の名誉に関する事項を審議し、 理事会に報告。理事会において承認・決定 する。	除籍等の不名誉処分は綱紀委員会。理事会での決定を明文化。
	2 名誉会議議長は、理事会において選出する。	2	名誉会議議長は 理事会が選定、任命 する。	名誉会議議長は非理事からも選出できることを明確にする
	3 名誉会議の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める	3		(現行通り)
第55条～第67条				(現行通り)
附則			(削除)	法律上、削除可
	1		(削除)	法律上、削除可
	2		(削除)	法律上、削除可
	3 (設立登記日の理事、監事名)		(削除)	法律上、削除可。現職との誤解を避けるため削除。
	4 (設立時の理事長名)		(削除)	法律上、削除可。現職との誤解を避けるため削除。
	5 (設立時の評議員長名)		(削除)	法律上、削除可。現職との誤解を避けるため削除。
改正	(これまでの改正年月日)		(これまでの改正年月日)	(現行通り)
	改正履歴		令和4年3月8日 全面改正	(追加)
基本財産	基本財産一覧			(現行通り)